



使用料・手数料の見直しについて



企画部財政課



使用料・手数料見直しの基本方針

1

サービスの提供に要したコストの50%を使用料・手数料で賄うことを基本に、近隣市等の状況を踏まえ決定する。

・コストには、経常的に支出する人件費、物件費、維持補修費等を含み、減価償却費は含まない。

2

無料または減免の多い使用料・手数料については、近隣市や類似施設の状況等を踏まえ決定する。

・例えば、減免の多い総合福祉センターや斎場は正確な使用料の把握が困難なため、近隣市等の状況を踏まえ決定する。

3

激変緩和措置として、改定率は150%を上限とする。

・利用者負担の急増を避けるため、改定率は150%を上限とする。

4

次の使用料・手数料は、今回の見直し対象外とする。

- (1) 過去5年以内に設定、改定が実施された使用料・手数料**
幼稚園保育料、観光交流施設使用料、総合文化施設使用料等
- (2) 法令や県条例等の基準額に基づき決定される使用料・手数料**
公営住宅使用料、建築確認手数料、戸籍・消防関係手数料等
- (3) 過疎、離島地域を対象とした使用料・手数料**
渡海船乗船料、別子山地域バス使用料
- (4) 別途徴収基準や対象経費が定められている使用料**
下水道使用料、保育所保育料

5

定期的に使用料・手数料の見直しを実施する。

- ・受益と負担の公平性を確保するため、今後5年ごとに使用料・手数料の見直しを実施する。

使用料・手数料見直しのフロー

今回の見直し対象？

Yes

No

無料または減免が多い？

見直しは行わない
(基本方針4)

Yes

No

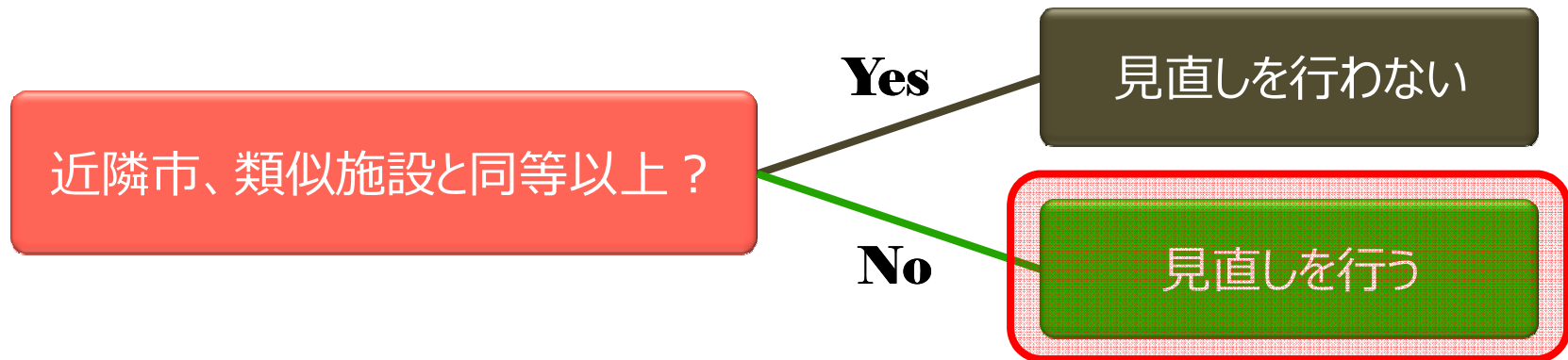
A

近隣市、類似施設の状況等を
踏まえ決定
(基本方針2)

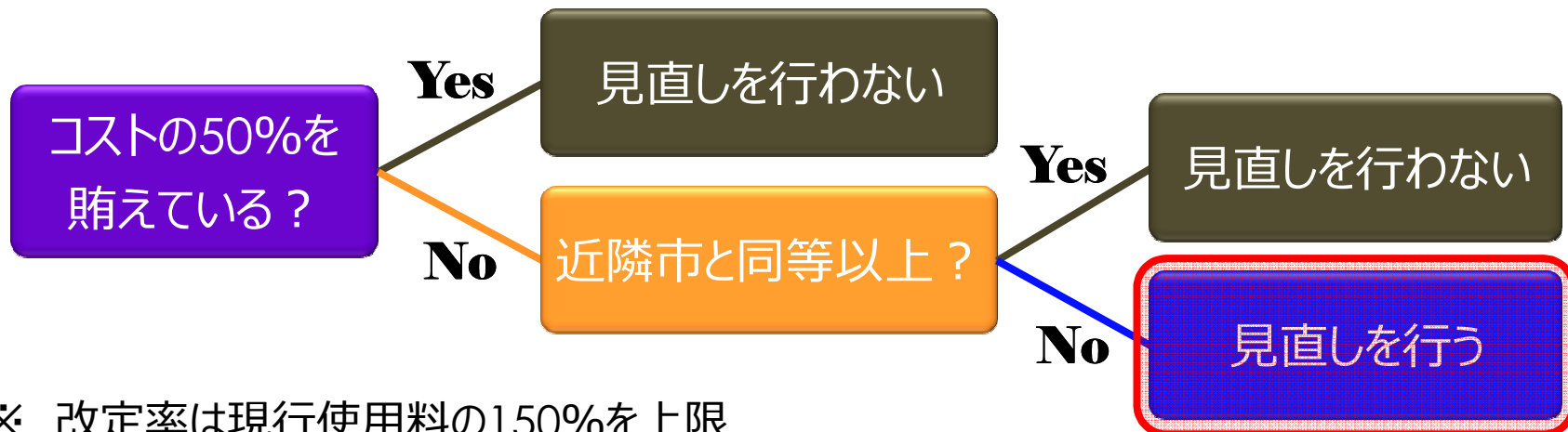
B

コストの50%を賄うことを基本に
近隣市の状況等を踏まえ決定
(基本方針1)

A 近隣市、類似施設の状況等を踏まえ決定



B コストの50%を賄うことを基本に近隣市の状況等を踏まえ決定



※ 改定率は現行使用料の150%を上限